

模擬裁判シナリオ（手続）

* 証人尋問，被告人質問の内容は別紙を参照してください。

* 検察官及び弁護人が書面の朗読または発言をする際には，必ず，立ち上がって朗読または発言をして下さい。また，検察官及び弁護人が発言する場合には，必ず1人で発言するようにし，複数の人が同時に発言することのないようにして下さい。

【裁判官入廷】

（検察官，弁護人はすでに入廷して着席している）

（被告人が刑務官に連れられて入廷。刑務官は被告人の腰縄を外す）

（裁判官入廷）

（刑務官は被告人の手錠を外す）

事務官 ご起立願います。

（傍聴人も含めて全員起立）

（裁判官全員・正面方向を向いて一礼。その他，傍聴人を含めて事件関係者全員・裁判官の一礼に合わせて一礼）

（裁判官が着席したら全員着席）

【事件の読み上げ】

事務官 平成22年刑（わ）第1111号 ^{しょうがいち しひこくじけん} 傷害致死被告事件

裁判長 それでは ^{かいてい} 開廷します。被告人は証言台の前へ出て下さい。

（被告人は裁判官の正面にある証言台の前に立つ）

【人定質問】

裁判長 名前は何といいますか。

被告人 ^{いじゅういんはやと} 伊集院隼人といいます。

裁判長 本籍地はどこですか。

被告人 東京都荒川区北日暮里5丁目3番地です。

裁判長 住所はどこですか。

被告人 東京都荒川区北日暮里5丁目3番4号，すみよさ荘203号室です。

裁判長 生年月日は。

被告人 昭和50年3月19日生まれです。

裁判長 職業は。

被告人 会社員です。

裁判長 これからあなたに対する傷害致死被告事件についての ^{しんり} 審理を行います。

では検察官，^{きそじょう} 起訴状を朗読して下さい。

【起訴状朗読】

（検察官は起訴状の「公訴事実」と「罪名及び罰状」を朗読）

【黙秘権の告知】

裁判長 審理を始める前に注意しておきますが、あなたには黙秘権^{もくひけん}があります。

つまり、この裁判を通じて終始黙^{しゅうし}っていることもできるし、個々の質問についても、答えたくない質問には答えないこともできます。ただし、あなたがこの法廷で話すことは、あなたに有利か不利かを問わず証拠になります。このことは分かりましたね。

被告人 はい、分かりました。

【罪状認否】

裁判長 ではその上で尋ねますが、いま検察官が読んだ公訴事実^{こうそじじつ}の中に間違いはありますか。

被告人 相手の人が死んでしまったことは驚いています。相手の人が私ののどを強く押さえてきてとても苦しかったので、その腕をつかんで体をねじったら、相手の人が倒れてしまったのです。相手の人を投げ飛ばしたりしてはいません。

裁判長 弁護人、ご意見はいかがですか。

弁護人 被告人は急迫不正^{きゅうはくふせい}の侵害に対して自己の生命身体を守るため、最低限の防衛行為^{ぼうえいこうい}をしたものであり、正当防衛が成立します。よって、被告人は無罪です。

【冒頭陳述・甲号証請求】

裁判長 それでは証拠調べに入ります。検察官は冒頭陳述^{ぼうとうちんじゆつ}をどうぞ。被告人は席に戻って下さい。

（被告人は自分の席に戻る）

検察官 検察官が証拠により証明しようとする事実は次のとおりです。（検察官は冒頭陳述を朗読する。「第4 その他情状等」まで朗読した後、そのまま続けて）

検察官 以上の事実を立証^{りっしょう}するため、証拠等関係カード記載の各証拠の取り調べを請求いたします。

裁判長 弁護人のご意見はいかがですか。

弁護人 甲第1号証の被告人の緊急逮捕手続書^{きんきゅうたいほてつづきしょ}、甲第2号証から甲第4号証の実況見分調書、甲第5号証の死体検案調書^{したいげんあんちようしょ}、甲第6号証の与謝野静^{よさのしずか}の司法警察員に対する供述調書はいずれも同意いたします。甲第7号証の芥川虎之介^{あくたがわたらのすけ}の検察官に対する供述調書は不同意です。